

で彩られた夜景が鮮やかに映ってまいりました。私も余り感傷的な人間ではありませんけれども、しかし、しばしその海岸に立ち止まってこの光景をまざまざと見てきましたけれども、いまだにその光景が焼きついております。市長も思わず、一言も声が出ないように感嘆をされておりましたけれども、本当に港町、水面に映るナトリウム灯がいかにも美しいかというのは、私は初めて見ましたけれども、国内でもそういうところはあるのかなと思いましたが、国内にはほとんどない。小樽あたりが一部、ナトリウム灯に今、切り替えられているという話ですから、これこそ、私は、先ほども申しましたように、夜景をさらにリニューアルして売り物にしたらどうかなという考えを持っております。

ですから、今申し上げましたように、長崎市内の海岸線、もしくは浦上川沿いですね、そのあたりから、国、県の道路があると観光部長はおっしゃいましたけれども、これこそ県市でよく連携を取って、きのうも市長は、国と県、そういう道路の整備とか植栽については一元化を図っていければ、また前年度の予算でいいんだという話までされておりますので、ぜひ今後も一元化が図られるようにして、そして長崎の港が、港あって初めて長崎だと思います。

きのうも話があってございましたように、元龜2年（1571年）に開港して以来、もう430年を経しておりますが、この長崎の港にそういう新たな夜景を醸し出すような仕掛けをしていくなれば、それこそすばらしい長崎の、今までかつてなかったような観光の資源がまた生まれてくるのではなからうかと思っておりますし、行く行くは、そういうものがずっと定着をしていくなれば、稲佐山とか、何カ所か夜景のスポットがありますが、恐らくそうなると上空から夜間飛行でもしながら夜景を観察したり、もしくは外海に出かけて行って、長崎の外海から見る夜景がすばらしいものに映ってくるというのが、これは将来、市町村合併を考えるならば、そんなことは取り込んで当たり前ではないかなと思っております。

ですから、これからは観光資源の開発等いろいろありますけれども、また、今までもいろんなところで頑張って努力をしていただいておりますけ

れども、特段、夜景については、さらにこれから一つのプロジェクトチームをつくってでもやっていただきたいなと思っておりますけれども、その辺について、観光部長のご所見があれば聞かせていただきたいと思っております。

市長（伊藤一長君） 江口議員の非常に熱っぽい再質問でございました。観光部長というご指名でございますが、事の中身からしましたら観光部長では荷が重いのではないかなと思っておりますので、私があえて答弁をかわらせていただきますので、ニュージーランドの件も出ましたし、その方がいいのではないかなと思っております。

お気持ちは、全く私も同感でございます。早速、帰りましてナトリウム灯と白熱灯との単価の問題も、設置費の単価の問題も調べました。そして維持管理の問題も調べました。とてつもなく値段が違います。ナトリウム灯はそれだけ設置も含めて、維持管理費も含めて相当な値段がかかります。ですから、長崎市としても今、所管の方にもう少し、全体は無理にしても、どこのゾーンでどういうふうにするかということの積算をお願いしていますが、相当単価的には違います。これは大事なことだと思いますので、私どももしっかり議会の皆さん方とご相談をさせていただきたいと思っております。

ただ問題は、もう一つは、お叱りを受けることも十分に覚悟して申し上げますが、先ほど南部の絡みが出ましたけれども、長崎の港にしましても、湾岸沿いにしましても、大半が県の管理、県の土地でございまして、逃げる気持ちはさらさらございませんが、これが市町村合併等が一段落しましたら、どういう合併の規模になるか、今後の大きな緊急の課題ではないかなと、そのときには当然、皆さん方を巻き込んだ議論を県等を含めてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

副議長（松尾敬一君） 次は、2番鶴田誠二議員。

〔鶴田誠二君登壇〕

2番（鶴田誠二君） 新風21、社民党の鶴田です。

質問通告に基づきまして、順次、質問をいたしますので、市長並びに関係理事者の明快な誠意ある答弁を求めるものであります。

なお、政治姿勢のうち、市町村合併については、時間がありましたら自席からの質問とさせていただきます。

まず、平和行政について質問をいたします。

有事関連3法案を初めとした当面する平和課題について、既に同趣旨で同僚議員が質問をいたしておりますので、重複を避けるため、私は2つの問題について絞り、要点のみの質問といたしますので、答弁についても簡潔をお願いいたします。

伊藤市長や金子県知事の回避要請にもかかわらず、アメリカ海軍の最新鋭駆逐艦「カーティス・ウィルバー」が被爆地長崎に強行入港したことは断じて許されない行為であります。平和を願う長崎市民の長として、港湾管理者である県に対し、外国軍艦に核不搭載の証明書を求める「非核神戸方式」を取り入れるよう強く働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、国家総動員体制につながる危険性をはらんでいる有事関連法案などが議論されている中において、唯一の被爆国である日本の政府首脳、福田官房長官が、歴代の政府が国是としてきた非核三原則見直しに言及したことは、到底容認できるものではありません。

被爆都市長崎として、平成元年に長崎市民平和憲章を議決し、その中に、「私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます」、このようにうたっています。この理念のもとに、市長も事あるごとに世界の内外に核兵器廃絶を強く訴えてきました。被爆都市の市長として、今回の福田官房長官の発言に断固として抗議するとともに、発言の責任を明確にするよう政府筋に求めるべきであります。いかがでしょうか。

次に、環境行政についてお尋ねいたします。

公共関与による産業廃棄物処分場ではありますが、近年、廃棄物問題は、循環型社会形成に向けてリサイクル関連法が次から次に制定され、中でも、2000年に改正された廃棄物処理法は産業廃棄物関係が中心であり、本年5月30日からは建設リサイクル法が本格施行されるなど、廃棄物対策は年々厳しくなっているのが現状であります。

産業廃棄物は排出者の責任で処理しなければ

ならないとなっておりますが、建設業や管工業等を営む中小零細企業の廃棄物処理費用が近年高額となってきており、経営を圧迫している現状や埋立処分場の逼迫、また、不法投棄対策の上でも、安価で安定した処理費用で処理できるよう、溶融化型の公共関与による産業廃棄物処分場が必要だと思います。

そこで、質問をいたしますが、長崎県廃棄物公共関与事業についての進捗状況と事業継続の可能性についてお尋ねいたします。

次に、総合的なリサイクルセンター建設について。この間も、必要性については再三訴えてまいりましたが、改めてお尋ねいたします。

環境部は、これまでリサイクル法に対応し、リサイクル施策を行うため、東工場と三京クリーンランドに空き缶、空き瓶、古紙類等について一時保管場所をその都度整備し、その後は佐世保市の県北衛生社と小江町に位置する滝口商店に中間処理を委託しております。

さらに、来年度はプラスチック製容器包装の分別収集の開始に伴い、東工場内にプラスチック製容器包装廃棄物を保管・選別・圧縮・こん包する中間処理施設を建設中であり、今後、さらにプラスチック製容器包装の分別収集が全市一斉に本格実施となる計画であり、同規模の施設が新たに必要となることが示されております。

私は、その時々々の事業に対して個々の施設をその都度整備するのではなく、将来を見据えた循環型環境都市と誇れるまちづくりを築いていく上でも、空き瓶、空き缶、ペットボトル、古紙類、容器包装、さらには再利用できる粗大ごみの再生修理室を備えながら、障害者などの就労の場を備えつけるなどの総合的なリサイクルセンターの施設建設を改めて求めるものであります。ご見解を聞かせてください。

次に、小中学校への給食用食器についてお尋ねいたします。

3年前に私は、給食用食器について、現行のアルミ製食器から陶磁器用食器に、さらに、はしについては、環境ホルモンが指摘されていたポリカーボネート製はしについても交換を求めてまいりました。その際、教育長から今後検討すると約束をいただいております。

はしについては、2年前から新素材に切り替えておられますが、食器についての検討状況と今後の導入の見通しについて明らかにしていただきたい。

質問の4番目は、公立保育所の民間移譲計画についてであります。

この質問についても、既に同僚議員が取り上げておりますので、要点のみを質問いたします。答弁も簡潔にお願いいたします。

長崎市は、公立保育所の民間移譲計画を進めておりますが、今回の福祉保健部の対応は、行革大綱の実現に向けてを強調し、本来の長崎市の子育てのあり方についての方針が欠如していると言わざるを得ません。

したがって、今回の民間移譲方針について、一たん白紙にした上で、改めて本市の子育て事業について、保護者の意向を十分に踏まえた上で方針を確立するよう求めるものであります。ご見解をお聞かせください。

最後に、北消防署跡地活用についてお尋ねいたします。

北部地区の生活拠点地域に位置する旧北消防署跡地につきましては、既にさら地として整備しておりますが、これまで地元で組織する協議会の意見を聞きながら、跡地活用についての実施計画を策定するとのことでありましたが、現況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問とし、関連した質問を残しておりますので、答弁をいただいた後、自席より再質問をいたします。＝（降壇）＝

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 鶴田誠二議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、私の政治姿勢の問題で、平和行政についてでございますが、米国艦船の入港問題についてお答えをいたしたいと思っております。

米国のミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」は、今月の6日に長崎港に入港し、昨日出港いたしました。ご承知のように、6月9日に乗組員による傷害事件が起こったとの報道もなされております。私どもの入港回避要請を無視して入港した上に、このように市民を巻き込んだ事件を起こし

たことに対して、極めて遺憾であり、強い憤りを覚えているところであります。

今回のミサイル駆逐艦の入港に対する長崎市の対応であります。本市といたしましては、去る5月30日の長崎県の記者発表に先立ちまして、同艦の入港について非公式な連絡を県の方から受けておりましたので、日本政府及び在福岡アメリカ総領事館に入港回避の要請を行いました。

日本政府への要請につきましては、5月23日に外務省の原田審議官を訪問し、首相あてと外務大臣あてに入港回避を求めた要請書を手渡しをいたしました。政府への要請書の中で、臨界前核実験を繰り返す、C T B T（包括的核実験禁止条約）を死文化しようとするなど核軍縮の流れに逆行する米国の核政策を批判いたしました。アフガニスタンや中東における紛争、インドとパキスタンとの間での軍事的緊張などが絶えない中で、先端兵器を搭載した米国の艦船が長崎に入港することは、被爆都市長崎の市民感情からも到底受け入れがたいものでありまして、政府が米国に対し、長崎への入港回避を申し入れるよう強く要請をいたしました。しかしながら、私どもの要請を無視して米国艦船が入港したことは極めて残念に思っているところであります。

長崎県においても、今回の米国艦船の入港につきましては、長崎市と同様、日本政府及び在福岡アメリカ領事館に対し、入港回避要請を行っております。

今後、艦船の入港に関しまして、港湾管理者であります長崎県に対し、神戸方式を取り入れるよう働きかけてほしいとお尋ねの件でございますが、神戸方式とは、昭和50年の3月に神戸の市議会において核兵器積載艦船の入港拒否を議会決議として全会一致で決定したものでございます。

長崎港の場合は、鶴田議員ご指摘のように、港湾管理者は長崎県でありますので、今後、状況を見守りながら対応してまいらなければならないというふうにご考えているところでございます。

次に、非核三原則に係る政府関係者の見直し発言についてのお尋ねでございますが、去る5月中旬の安倍官房副長官の発言を初めといたしまして、5月31日に日本政府首脳及び福田官房長官が相次いで我が国の非核三原則見直しの可能性あるいは

核兵器保有を容認する旨の発言を行ったとの報道につきましては、核兵器廃絶を訴え続けてまいりました被爆地といたしまして、大変遺憾かつ衝撃的でありまして、直ちに情報の収集を行ったところであります。その後、31日の深夜に、小泉首相が現内閣では非核三原則を堅持する旨の見解を表明しております。

長崎市といたしましては、かねてから8月9日の長崎平和宣言におきまして、繰り返し非核三原則の法制化を訴え続けておりまして、そのような立場からも、このたびの政府首脳発言は、被爆地の長年にわたる努力を否定するものであり、許せないとの思いを抱いているところでもあります。しかし、我が国の最高責任者である首相から、非核三原則を堅持する旨の見解が表明され、国会等で種々議論が行われておりますので、その推移を見守ってまいりたいと思います。

このような事態を見るにつけても、非核三原則の法制化は、緊急の課題として、その重要性を改めて認識した次第でありまして、6月2日、米国の核兵器起爆装置製造再開方針の表明に対する日本政府への要請におきましても、あわせて非核三原則の一日も早い法制化を訴えたところでもあります。

今後とも、機会をとらえまして、国に対しまして強く要請行動を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、環境行政の中で、総合的なリサイクルセンター建設についてお答えをいたしたいと思いません。

容器包装廃棄物に関しましては、容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定された後、ペットボトルや瓶等が再商品化の対象となった平成9年4月の本格施行を経まして、平成12年4月に完全施行され、新たにプラスチック製及び紙製の容器包装が再商品化の対象となりました。

本市におきましては、法制定前の平成5年から缶、瓶の分別収集を開始いたしまして、平成10年にはペットボトルを資源ごみに加えております。そして、さらなる資源化の推進及び埋立処分量の削減のために、法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施することとし、平成13年10月より、モデル地区におきまして、全市実施

に向けた問題点の把握等を行うための試行を現在行っているところであります。

本市が分別収集しているもののうち、容器包装リサイクル法の対象は、缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び段ボールでありまして、選別等の処理につきましては、民間事業者に委託しているところであります。プラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管を行う処理施設につきましては、東工場の敷地内に市内の排出量の約5割を処理する施設の建設に本年度より着手をし、平成15年6月の稼働を目指しているところであります。残りの約半分を処理する施設の件につきましては、現在、設置場所等を含めて検討を行っているところでございます。

鶴田議員ご指摘の総合的なリサイクルセンターにつきましては、資源ごみなどの選別処理施設や市民向けの見学・学習機能、埋め立てや焼却処分を行っている粗大ごみなど不用品の再生施設や展示機能などを有するものであると存じます。しかしながら、現在、缶、瓶、ペットボトルなどの選別処理等につきましては、既に民間事業者に委託しているところでありますし、これらすべての機能を一体的、総合的に有する施設の建設につきましては、複数の選別ラインや広大な保管場所が必要でありまして、施設場所の確保が難しく、建設費あるいは管理運営費の面からも多大な負担を強いられることになるわけでありまして、残念ながら、お気持ちはよく私もわかりますけれども、現状では大変難しいのではないかなというふうに考えております。

既存の民間施設あるいは取引ルートなどの民間経営資源を生かした事業展開が経済的にも有効でありますし、不用品の再利用につきましては、民間のリサイクルショップもふえてきておりまして、流通ルートは確保されているというふうに考えているところでございます。

長崎市といたしましては、既存施設を活用することにより、啓発・学習等の機能充実を図りたいと考えておりまして、東工場、西工場、三京クリーンランドにおきましては、現在も見学を受け入れております。今後設置する施設につきましても、今後のリサイクルを支える重要な施設でありますので、費用対効果等を考慮しながら、見学・研修

等の受け入れ機能は十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、毎年開催いたしまして市民の間に定着しております環境イベントであります「ばってんリサイクル」におきまして、家庭にある不用品のリユースを目的としたガレージセール開催や粗大ごみの展示、無料提供を行っておりますが、そういった形での機会提供もソフト的な機能確保に当たるものというふうに考えております。

議員ご提案のリサイクルセンター機能につきましては、民間活力あるいは既存施設の活用あるいはソフト的な施策の中で、お気持ちを体しながら総合的に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思います。＝（降壇）＝
環境部長（高橋文雄君） 環境行政についてお答えいたします。

公共関与産業廃棄物処分場についてでございますが、長崎県産業廃棄物公共関与事業は、県内に直接溶融施設及び最終処分場を建設し、処理困難物を取り扱うことを目的といたしまして、当初、平成12年度中に事業を推進する母体であります（仮称）長崎県環境整備事業団を設立し、平成17年度の事業開始を目指していたところでございます。しかしながら、平成12年12月28日に、国が北九州市におけます広域的廃棄物処理センター構想を示したことに伴いまして、当事業との競合が懸念されますことから、平成13年1月22日に開催されました第6回財団法人長崎県環境整備事業団設立準備会におきまして、事業団設立を一時見合わせる事が決定されておりました。今日に至っておりますところでございます。

設立準備会の事務局であります長崎県廃棄物・リサイクル対策課からは、PCB処理事業につきましては、平成13年10月に北九州市が施設の受け入れを正式に了解しております。広域的廃棄物処理センター構想からは切り離して、ほかの事業より先行して実施されると聞いております。

また、最終処分場につきましては、広域的廃棄

物処理センターを事業主体とすることを軸に、引き続き検討が重ねられている状況でありまして、さらに、当事業との競合が予想されます焼却・溶融事業につきましては、北九州エコタウン事業として民間主導で実施されると聞いております。

このように、国の広域的廃棄物処理センター構想については、いまだ流動的な部分が多い中で、本年5月に本格施行されました建設リサイクル法により家屋解体木くずが、さらには、今国会で審議中の自動車リサイクル法の施行によりまして、シュレッダーダストが、今後単純には焼却できなくなるという新たな要因も加わっております。

設立準備会事務局は、本事業で処理を予定していたこれらの産業廃棄物を計画処理数量に加えることができなくなりまして、計画しておりました直接溶融施設の規模を縮小せざるを得ないとの見解を示しております。その結果、スケールメリットがなくなることから、予定される産業廃棄物の平均処理単価が実勢価格を大きく上回るとの試算もあわせて示しているところでございます。

また、設立準備会の幹事会は、本年5月にも本事業の方向性について結論を出すことといたしておりましたが、現在は、今国会で審議中の自動車リサイクル法の成立状況を見据えて判断したいとしております。

したがいまして、本市といたしましては、現段階では、いましばらくこれらの推移を見守りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 小中学校の給食用食器についてお答えをいたします。

給食用食器につきましては、食環境の改善という観点からアルミ製食器から他の材質の食器への交換を念頭に置き、平成12年11月から諏訪小学校ランチルーム用として強化磁器製の皿とお碗各100枚を配布し、調査を行いました。その結果、見た目の温かさや熱が伝わりにくいといった長所がある反面、割れやすいといった短所とともに、重いということから、食器かごの数をふやして運搬しなければならず、そのことから食器消毒保管庫を増設しなければ導入できないという新たな課題が生じました。

そこで、平成14年1月から小学校2校にポリエ

チレンナフタレート樹脂製の食器を各60枚配布し、現在、調査を行っているところでございます。これまでの結果では、アルマイト製食器よりやや重いものの、現行とほぼ同様の使用が可能となっております。

学校給食用食器導入で第一に考えなければならぬ安全性につきましても、財団法人日本食品衛生協会が実施したポリエチレンナフタレート樹脂の検査結果では、いわゆる環境ホルモン的一种であるビスフェノールAのほか9項目についてすべて「検出されず」となっており、現在の段階では安全とされております。

したがいまして、今後、更新の時期に合わせて年次的にアルマイト製食器から樹脂製食器へと改善を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 公立保育所の民間移譲についてお答えいたします。

これまで数回にわたりまして地元説明会を行っているところでございますが、保護者の保育に対する不安をすべて解消するというところまでは至ってはおりません。このため、今後、保護者や地元の代表者をも含めた形で運営協議会を設置いたしまして、移譲にかかる保育所の問題点を一つひとつ解決していきたいと考えているところでございます。

議員ご指摘の、この際、白紙に戻して再検討したかどうかということではございますが、本市の厳しい財政状況や今後ますます必要となる児童福祉施策の予算を考えますと、白紙撤回ではなく、十分な話し合いの中で保護者や地元の皆様の理解を得てまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

都市建設部長（坂本昭雄君） 北消防署跡地活用についてお答えをいたします。

北消防署移転後の跡地利用につきましては、平成6年度に策定しました住吉地区街並み・まちづくり総合基本設計の中で、地区のシンボルとなる空間をつくり出すため、広場や修景施設などの整備を提案いたしております。跡地の具体的な整備計画につきましては、住吉地区が本市北部の主要な交通結節点となっており、商業、業務、公共・

公益機能が集積し、副都心として発展していること、跡地がその中心部に位置していることなど、都市環境づくりの観点において重要な土地であり、慎重な対応が求められているところでございます。

このような中にありまして、平成12年度には、住吉地区都市再生推進事業調査設計業務委託を行い、広場を主体とした跡地利用検討案を作成いたしましたところでございます。平成13年度におきましては、地元自治会や商店街などの関係者で組織します北消防署跡地等利用計画策定検討協議会を立ち上げ、跡地活用につきまして、2回の協議会を開催したところでございます。

現在、協議会の意見といたしましては、ふれあいセンター的な施設、イベント等が開催できる多目的広場、駐輪場、公衆便所等の建設及び若葉町交番の移転が提案されております。さきに策定いたしました跡地利用検討案との整合を現在図っているところでございます。

協議の中では、跡地の立体的な施設利用や施設整備における民間資金の導入につきましても論議をいたしており、方針決定までには至っておりません。

したがいまして、地元協議や財政問題を初め解決しなければならない多くの問題がありますので、しばらく時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

2番（鶴田誠二君） 一通り答弁をいただきました。

順不同になりますけれども、要望なり、質問、意見を申し上げたいと思います。

今、出された最後の北消防署跡地活用の問題ですが、地元の協議を中心にして進められているということではございますが、まさにあの地域は一等地であって、さら地として整備されておりますから、できるだけ早急に整備をしていただきたいというふうに思います。

私は、特にあそこの住吉地区については、北部地区の交通網の主要な分岐点ということになるし、また、いろんな商業とか、あるいは公共施設が集約をしている、そういう場でもあります。ただ、今のあそこの交通状況だとか、あの町並みを見ると、交通状況についても、大変混雑が厳しいようなところでもあるし、非常に緑の空間として

は弱いところがあるのではないかなと思います。

したがって、私は、先ほど言った交通網の一つの分岐点というか、そういうものも考えて、タクシーベイだとか、あるいはバス停を大きく確保して、そしてこの際、いろんなハコモノは要らないと思うんですね、こういう厳しい財政状況でありますから。私は、本当に緑の空間をつくって、そして、あそこに訪れた人たちがくつろげるような、そういう場所にぜひしていただきたいというふうに思います。これは要望にとどめておきたいというふうに思います。

それから、1点目の政治姿勢の核艦船の入港問題について答弁がありました。私は、この艦船が入港されるという、そういう情報を入手した早々に、金子知事、それから伊藤市長が回避要請を行ったということについては、一定評価はしております。しかし、そうは言っても、結果的には入港したと、その事実は変わらないのであります。しかも、入港したイージス艦がテロの軍事作戦でアラビア海に展開をした後に、警戒態勢を強化したまま、そのまま長崎港に入港してきたと、そういうふうに言われております。艦船が松が枝ふ頭に接岸をしていた期間中、6日から10日までですか、この4日間、あそこ一帯がすべて閉鎖されました。私も入港後、翌日行ってみたんですが、周りは大変緊張に包まれたような状況です。

私は、さっき言ったような理由から、やはり警戒態勢を強化したまま入港してきているわけですが、アメリカの有事態勢がそのまま、一時的にあそこの場所に、そういった有事態勢にあったのではないかなというふうに、私はそう受けとめました。

もう一つの視点から、私は、ぜひこの問題については、市長も力を入れていただきたいと思ったのは、回避を要請したけれども、しかし、あそこ一帯は観光バスの駐車場です。この期間、観光バスがとめられません。閉鎖をされました。個々に与える観光都市長崎としてのこのダメージ、私はその後、グラバー園にちょっと上ってみました。グラバー園から見下ろすと、長崎の港に軍艦が浮かんでいるんです。多分、稲佐山の方から見下ろすと、もっと真正面に見えるのではないかなというふうに思います。

私は、こういった状態が、この平和都市長崎、観光都市長崎にですね、本当にふさわしいのかなと、私はそういうふうに思いましたし、ある面では、観光にも大きなイメージダウンにつながったのではないかなというふうに思っております。

ぜひ、そういう意味では、いわゆる観光バスが一時的にとめられなかったという問題だとか、あるいは観光イメージに対するこういったダウンの問題について、観光部長の視点から、ちょっと1点お尋ねをしたいというふうに思います。

観光部長（三浦勝夫君） 鶴田議員の再質問にお答えさせていただきます。

本市の対応として入港拒否をしておりましてけれども、仮に最悪の事態となった場合でも、松が枝地区だけは回避してくれないかをお願いをしておりました。ところが、最終的には松が枝に入港しまして、駐車場の問題がございましたものから、それが尾上町の県営駐車場に帰していただきまして、そこから誘導したことはございます。

今回の入港が及ぼした影響がどんだけのことか、私どもは把握ができませんけれども、観光の安全というイメージが定着して初めて観光地として多くの人を訪れることと思っております。そういう意味で、観光長崎の視点からは好ましくないことだと思っております。

以上でございます。

2番（鶴田誠二君） 先ほど市長の方から、答弁の中で、先ほど私が申し上げたような、そういった問題点以外にも、いわゆる米兵による暴力事件がまた発生をしておりました。やはりこういった事態というのは許されてはならないというふうに私は思うんです。市長の答弁の中で、これは同僚議員の答弁の中にもありましたけれども、この非核神戸方式の対応について、いましばらく様子を見たいというような発言がありましたけれども、こういった非核神戸方式を県知事に対して、今のこういった現状の中で求めていこうという、その気持ちがあるのかどうなのか。まず、その点についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

市長（伊藤一長君） 鶴田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

本壇でも、また、これまでもお答えしておりますが、長崎港の管理は長崎県でありますので、や

はり県が管理しているところに、市の方が手を出してどうだこうだというのは控えた方がいいのではないかなという問題と、もう一つは、神戸方式の件、従来からも何回も質問がありますが、あれは行政の立場からしたものではなくて、議会の方がいろんな経緯を踏まえて全会一致という形で、ああいう決議を行ったということでございますので、このことも含めて、県の方がどういうふうにご判断されるのかなということではないかなというふうに私は考えています。

2番（鶴田誠二君） このあと質問させてもらいますけれども、この非核三原則見直し発言の問題でもそうなんですけれども、どうも市長の主体性に欠けていると思うんですよ。よく言葉の上では、遺憾であるとか、抗議するんだとか、そういう意思表示は示されておりますけれども、具体的に、そういったアクションを起こすということになってくると非常に弱いと、私は、そういうふうを受けとめております。そういう意味では、事の重大性を十分に理解をして、今後、引き続き、引き続きというか、今の答弁ではやるかどうかということも余りはっきりしないような答弁だったので、ぜひやっていただけるように、これは強く要望をしておきたいと思います。

非核三原則の見直し発言の問題です。これも同僚議員からいろいろ質問がありました。私も多くは申すことはないと思うんですが、これは8日付の新聞ですかね、「7日に伊藤市長を会長とする日本非核宣言自治体協議会が福田官房長官の非核三原則見直しや核保有に言及した発言に抗議し、三原則の厳守を求める緊急要請文を小泉首相あてに送った」という記事が載っておりました。

先ほど言ったことと一緒になんです。こういった316団体ですか、ここの団体はですね。そういったところの会長である伊藤市長は、多分、その中のいろんな議論だとか要請でしょう。こういう要請文を送るんだけれども、実際、長崎の市長として、被爆都市の市長として、やはりこういった行動を起こさないということについて、私は、どうも疑問があるんですよ。

私は明確に、先ほど壇上からも言いましたように、今回のいわゆる福田官房長官の発言、このことについては、こういった発言があれば、これか

らの私たちが非核三原則の法制化、このことを求めていく上で大きな障害に今後なっていくと、私は、そういう懸念を持っております。

したがって、やはりああいった発言があったときには、きちっとその真意をただして、そして非核都市長崎の立場を明確にすると、そういった抗議の行動が必要ではないのかなというふうに思っております。これは何度も同僚議員が質問をしておりますから、このことについても、私も強く要望をして、ぜひ今後、こういった問題を含めて、平和行政に積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次の公共関与の産業廃棄物処分場の問題です。今、部長の方からご答弁があって、集約的にはいろんな自動車リサイクル法の問題だとか、あるいは建設リサイクル法等々の問題もあって、県の廃棄物公共関与事業については、まだ今後、規模の縮小も含めて、どういうふうになるのか、その推移を見守りたいと、そういったご答弁だったのではないかなというふうに思います。

私も、この質問をするに当たって、県の廃棄物課の方にお話を聞きに行きました。確かに、部長が言われるような、そういった状況であります。私は、お話を聞いておって、当初、県がこの処分場を予定しておったこの計画自体については、非常にこの継続性は厳しくなったのではないのかなと、私は、そういった感触を持って帰りました。

そういう意味で、私は、まず部長にお伺いをしたいと思うんですが、県のこのお話があったときに、長崎市の環境部の立場としては、いわゆる県内の処分場が逼迫をしてきていると、そのときの説明では、平成13年度では満杯になると、しかし、その後、訂正をされました。その後ですね。平成17年度で満杯ということで数字が訂正されました。その県の公共関与についての大半のごみというか、かなりの量が長崎市内から排出されるごみの量なんだから、長崎市としては積極的にこの事業に参加をしなければいけない。ですから、出資金の割合も高いんだという説明がありました。

私は、先ほど申し上げたように、県の公共関与の産業廃棄物処分場は、今、継続性が大変厳しくなっている、そういう現状の中で、単独でそういった必要性が市の環境部としてあるとすれば、

単独で公共関与の産業廃棄物処分場をつくる計画はないのかどうか、その点をまずお伺いをいたしておきます。

環境部長（高橋文雄君） 鶴田議員の再質問にお答えをいたします。

市の単独で建設する考えはないかということですが、産業廃棄物の処理は、議員ご指摘のように、事業者みずからが処理することになっております。これは原則でありまして、しかしながら、都道府県におきましては、みずから必要と認める場合におきましては、直接、産業廃棄物処理施設を建設し、処理できるということになっておりますが、市町村におきましては、一般廃棄物と違いまして、直営で直接処理することはできないこととなっております。しかしながら、質問の趣旨が民間さんが今、厳しいという状況の中で、特に市が排出する量を一番大きく抱えると、そういう中でどうするのかというご質問の趣旨から考えますと、民間さんの活力の支援なり、それから民間さんは、この循環型廃棄物のいろんな法整備の中で、みずからが協会等をつくったり、あるいは協同組合をつくったりということで相当な動きも出てきております。また、長崎県が主体としまして、エコタウン構想協議会ということも、これは私どもも入っておるんですが、いろんな業種の方々をその中に入れまして、検討に入っているというふうに聞いております。

また、先ほど本壇の質問の中でもありました公共関与事業につきましては、確かに、議員のおっしゃるように、継続も含めて近々結論を出すという県は言っております。しかしながら、この中でも建設業組合とか産業廃棄物の協会等もこの委員の中には実は構成委員として入っておりますものですから、どういう結論が出るかにつきましても、その中であっても、将来の廃棄物をどうするのかと、処理はどうするのかと、いろんな方向性が当然論議されるものと、この中で一定の方向がある分では出るのではなからうかということも考えております。

したがいまして、この推移を近々、そう遠くない時期に一定の結論を出すというふうになっておりますものですから、いましばらくこの推移を見守らせていただきたいというふうに考えておると

ころでございます。

以上です。

2番（鶴田誠二君） 長崎市がどうあるべきかというところが見えないんですよ。私が先ほど申し上げたのは、長崎市がその当時、県の公共関与の産廃の処分場に参加をするときに、長崎市は、その必要性については強く訴えたんです。場所の問題はともかくとして、積極的に参加しなければいけないと、この姿勢がまだあるんですかどうなんでしょうかということをおっしゃっているんです。

今、話を聞いていますと、県の動きを見ながら、長崎市がどうするのかということについて、後ほど方針を出すような、そんな話にしか聞こえない。そういうのでは、私は間に合わないと思っているんです。

ですから、私は、長崎市がこういった産業廃棄物処分場をまず必要としているのかどうなのか。その辺についての見解というか、方針を明確にすべきだと思うんです。それが私は見えていないから、非常にこの問題を何回も取り上げて残念なんです。

ちなみに、私は、建設業だとか管工業の人たちの今の実態について、これはもうけを出すからその人たちが処分すればいいやという考えでいけばそうかもわかりません。しかし、今、大体10名前後ぐらいの管工業の人たちが年間に200万円前後のごみの処分費用がかかっているんです。これは結果的には消費者に全部回ってくると、そういう仕組みになっていくでしょう。

今度、建設リサイクル法が5月30日から施行されてくる。これで家1軒解体するのに200万円はかかるだろうというふうに使われているんです。これが結局、処分場がないがために、あるいは北九州だとか、そういうところに搬入していくために、この処分費用の単価がどんどん上がってくる。こういったことでいいんですかということなんです。

そしてもう一つ、言わせていただきますと、こういったことが不法投棄だとか、そういったものにつながっていくのではないんですか。だから、真剣にそのことについて考えていただきたいということをおっしゃっているんです。

ちなみに、平成10年度から、あそこの三京の埋

立処分場を、かなり産業廃棄物処分場が混載をしていますからということで、かなり指導を入れましたよね。平成11年度以降ですか、年間5万トンぐらい減っていますね。日量にすると、2トン車で1日250台、こういったごみがずっと減ってきているんです、毎年ね。こちら辺を時間があれば聞きたかったんですけども、こういったごみがどこに行ったんだろうか。そういったことについて、それは産業廃棄物だから関係ないよと、そういった姿勢では、私はつまらぬと思うんです。

基本は、行政区域内で出されたごみについては、行政区域内で処理すると、こういった基本を持って環境行政は進めるべきではないかと、私は、そういう視点で今までもずっと言ってきましたし、ぜひそのことを環境部も真剣に受けとめていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、これは理由はわかりません。もし環境部長が知っておられれば教えていただきたいと思います。隣の時津町に位置する西彼町衛生組合、長与と時津と琴海、ここが広域的にごみ焼却場を持っておりますけれども、ここのごみ量が、私はこの1年間の比較しか、12年分と13年分の比較しか資料を持っていませんけれども、5倍にふえているんですよ、5倍に。今、大変その対応に苦慮しているというふうに話を聞いているんです。こういったことが、長崎市から5万トン減ったことに因果関係があるかどうか私もわかりませんよ。しかし、そういった話については、環境部長はお聞きしておりますか。そういったことについては、どのように受けとめますか。

環境部長（高橋文雄君） 西彼中央組合の操業しているトン数が5倍ということですが、実質的には5倍ということは承知しておりませんが、相当な量がふえているということは聞いております。しかしながら、5倍と申しましても、実際は処理能力が80トンでございます。私どもの処理能力は700トンでございます。相当な量が、確かに持ち込まれているのではなからうかと、逆流しているのではないかとというような、そういう推測もありますが、そのあたりは追跡調査等々をしておりませんので、定かには今のところわかっておりませんが、実は私どもは逆に今、展開検査等で、本来、長崎市であるべきごみは長崎市にとい

うような、議員ご指摘の行政区域内でということで一般廃棄物の展開検査等もやっております。その結果、相当の量が時津町の方に流れたのではないかと推測、そういう話を聞いておりますが、このあたりにつきましては、私どもも追跡調査をやって、本来のごみなのか、それとも長崎市のごみなのかと、そのあたりの調査は、これからも十分しなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、トン数の差が全然違いますので、絶対量につきましては、5倍といいますが、先ほど申しましたように、80トンと700トンの違いがございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（鶴田誠二君） ぜひそこらの分析も含めてやっていただいて、先ほど私が申し上げたように、行政区域内の中で出されるごみは、基本的には産業廃棄物であっても行政区域内で処理をすると、そういった基本姿勢に立って、この産廃の問題については、これで私は了としたわけではありませんから、ぜひ今、私が申し上げたことも含めて検討をしていただきたいと思います。私は、どうしても部長の今の答弁では納得できません。

それから、総合リサイクルセンターの建設計画です。これも余り答弁が返ってきておりません。時間をとって十分にやりたかったんですが、大体、できない理由が4つか5つほど示されました。建設費の問題だとか、あるいは管理費の問題、そういったものが出されました。

私は先日、郡山市のリサイクルプラザの方に視察に行きました。その施設は、プラスチック類に加えて、缶とか瓶とか古紙、そういった分別施設を総合的に構えた施設を持っているんですが、郡山市は、人口が33万5,000人です。処理能力は、1日5時間稼働で35トンというふうに言っていました。小さく言うとわかりませんが、結局、人口が33万5,000人、ですから、長崎市の人口と比べると、約10万人強ぐらいですね。

ですから、ある意味では、ざっとした計算ですけども、郡山市が持っているような施設を一回り大きくした施設で、長崎市の処理施設、そういうものについてはカバーできるのかなと、そういうふうに思っております。

ここの建設費総額を聞いてみました。14億5,000万円かかっているということでした。ここでいろいろ国庫補助あるいは起債等によって交付税で措置をされてくるということを前提に置いて、モデル的に計算をしていきますと、この14億5,000万円の施設が、大体6億5,625万円ぐらいでできるのではないかなという試算をしました。そこでいきますと、長崎市が来年5月からできる容器包装、ここが3億円弱です。しかし、これは廃プラスチックだけです。

ですから、私は、この国庫補助を利用して建てようと思えば、そしてもう一つ、この廃プラスチックのものは、来年というか、本壇で言いましたように、今回1カ所だけではなくして、もう1カ所つくらなければいけない。そうすると、簡単に計算すれば倍になるかもわかりません。

そういった計算をしていくと、建設費というものについては出てこないんですか。そういった検討はなされたんですか。

それと、いろいろ個々に質問したかったんですけども、もう時間がないから申し上げますけれども、今、プラスチック製容器包装の選別施設をつくっております。2億9,000万円、3億円弱です。これについては国庫補助を対象としての申請をしていないんですね。なぜ、申請をされなかったんですか。国庫補助の対象外なんですか。

私は、これが国庫補助の対象として申請をされたら、私の先ほどの計算でいきますとですね、市の単独持ち分としては8,297万円、1億円にも満たない。私は、何でそうなったんだろうかなということを考えたときに、いわゆる当初から環境部は、民間に委託をするということをありきで話をずっと進めておりました。そして受託業者を探しました。しかし、受託業者がいなかった、単価が合わなかった。だから公設民営でつくるということでやった。しかし、廃プラスチック製のこの分別収集は、もう来年から始めんばいかな。そしたら、今から補助を求めてやっても間に合わないんです。

私は、そういう理由で、この補助申請はしなかったのではないかなというふうに受けとめております。もし違うようであれば、その辺について、環境部長、聞かせてください。

環境部長（高橋文雄君） 今回のプラスチックにつきましても、国庫補助の話も検討いたしました。しかしながら、14年度中の国庫補助は、ダイオキシン特別措置法のいわゆる強化ということで、ことしの14年12月でほとんどの焼却施設に回すということで、国の方が新規の補助金はこれ以外認めないという状況でございました。

したがって、補助の申請には至りませんが、その前の段階で新規のものは受け付けないということがございました。

次のことにつきましては、十分にこの補助申請と、14年の12月が終わりますと、国の方も新たに受け付けるという話も聞いておりますので、そのあたりにつきましても、十分には補助の申請はしたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（鶴田誠二君） もう時間がありませんから、今の問題については、別途、委員会等の中でも私も掘り下げながら議論を進めて明らかにしていきたいというふうに思います。

あと、小中学校の給食食器については、私は、ぜひ早急に導入していただきたいと思うんですけども、これは苦言として申し上げておきますが、実は、仁田小と佐古小は、ことしの1月から、教育長が先ほど言われたPEN食器というものを試行的にやっている。中学校で食缶方式、今、これを試行中にやっているところについては、これもPEN食器で入れた。新しい食器を入れた。そして一方では、中学校の同じ試行でやった小学校と中学校の親子方式、ここの中学校には入れなかった。そして、小学校の仁田と佐古については、これは試行だとあなたたちは言っているんですよ。どこが本格で、どこが試行で、これから先、どうしようとしているのかということが見えなかったものですから、私は、あえて質問させていただきました。

ぜひ早急に、全校差がないように取り入れていただくようお願いを申し上げます。私の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

〔「議長」と言う者あり〕

副議長（松尾敬一君） 11番下条文摩左議員。

11番（下条文摩左君） 議事進行上につきましての動議をご提案申し上げたいと思いますが、ただいま2番の鶴田議員さんから、市長の平和行政についての政治姿勢の質問がございました。その中で、観光部長の方に平和行政についての見解を求められる質問があり、また、答弁があったわけですが、今回のアメリカのイージス艦の長崎港入港に対しまして、入港回避の要請を市長はされてきたところではあります、その入港回避に対する市長の見解と、観光部長の入港に対して好ましくない発言に対して、見解の違いがあるように感じられました。いわゆるそれとの両答弁の整合性についても、ちょっと疑いを持たれるところでもありますので、議運を開いていただきまして、部長の発言の真意並びに市長答弁が、今回に限らず、市長答弁は平和行政について行われているわけですが、その整合性等について協議をいただければありがたいと思いますが、議長において取り計らいをよろしく願います。

35番（佐藤 忠君） ただいまの11番議員の動議に賛成をしたいと思います。

その理由につきましては、過去、市長においては、米艦の入港に関しましては、非核三原則に基づいて核を持ち込まないと、これを信用して入港を認めてきた、こういう経過がございましたけれども、先般から、アメリカの臨界前核実験等について、市議会もあるいは市長も再三再四、抗議をいたしてまいりましたけれども、その後、何らアメリカの態度について、長崎の心を心として受けとめる気配がないと、こういうことで前回は回避を市長は表明をいたしました。しかし、日米安保条約に基づいて入ってくる艦については、一般の兵士については、むしろ原爆資料館等を視察していただいて、いかに核というものが怖いものであるか、人間に対する脅威であるかと、こういうことを勉強してもらいたいということで、随分、対応をしたはずでございました。

今回につきましては、また、そういうことで、今回のテロ事件後、また、アメリカにおいても臨界前の核実験をしたと、こういうことでたいがいぶりにせるよということで、アメリカのイージス艦も、アメリカの軍艦については入ってくるなどというような格好で入港拒否をしたと、こういうこ

とであります。

これは将来にわたって、市長がそういう見解でアメリカの艦艇を一切入れないということではなくて、あるときには、やはり日米友好ということもありますので、やはりそういう臨界前核実験が停止されたり、いろんなことがあれば、また再度、こういう米艦の入港についても再考をする時期があると、こういうふうに理解をしていたわけですが、でございますけれども、ただいまの観光部長の発言では、アメリカのイージス艦そのものが観光にとってはマイナスであると、非常に暗いイメージを持っていると、持たせたと、こういう発言をしたわけで、これはちょっと問題があるというふうに理解をいたしております。

というのは、日本の海上自衛隊の練習艦隊もハワイであるとかアメリカであるとか練習をして寄港しているわけでありまして。こういうときに、そういう理由だけでやるなら、ハワイなどとてもじゃない、日本人に対して、自衛艦拒否などという問題も起こってきて国際問題に成りかねないということも大きく言えばあり得るわけでありまして、この際、平和行政の中での市長の見解と、ただ観光だけを見ている観光部長がイメージを壊したなどという発言は、これは控えていかなければいかんと、実はこういうふうに思いますので、11番議員の提出しました動議のとおり、議運の中で観光部長の真意を聞いてみたいと、このように思います。そういうことで賛成をいたしたいと思います。

34番（池本敏典君） 11番の動議に賛成いたします。

副議長（松尾敬一君） この際、発言の協議のために、暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時5分 =

~~~~~

= 再開 午後1時10分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。10番吉原 孝議員。

〔吉原 孝君登壇〕

10番（吉原 孝君） 日本対ベルギーのワールドカップ戦は引き分けになりましたが、十分に見ごたえがありました。見事な勝ち点1であります。さらに、一昨日の対ロシア戦では、1対0で歴史